

## [最近のトピックス]

## 研究活動における不正行為

柴田 考典

北海道医療大学歯学部生体機能・病態学系組織再建口腔外科分野

科学研究活動は性善説を前提として営まれているが、残念なことにそれら不正行為の報告<sup>1)</sup>が後を絶たず、各種機関による不正の防止策が提案されている。

科学研究における不正行為は、研究活動における不正行為と研究費の不正使用に大別され、本稿では前者について述べる。研究活動における不正行為には、1. 文章やアイデア、データの剽窃ないし盗用 (Plagiarism)、2. 存在しないデータの作成 (捏造, Fabrication)、データの偽造・変造 (改竄, Falsification)、および3. 不正行為の隠匿および証拠隠滅があり、それぞれの不正行為について概説する。

## 1. 文章やアイデア、データの剽窃ないし盗用

## 1) 文章の盗用

他人の公表された文章を自分の文章の中で用いることを引用といい、正当な条件を満たさない場合は剽窃ないし盗用という。正当な引用には以下のような条件を満たさなければならない。

- 1) 引用される文章は、既に公表されている著作物でなければならない。
- 2) 引用は、公正な慣行に合致しなければならない。
- 3) 引用とわかる形式で行う。たとえば、引用符を付けたり、引用部分をインデントする。
- 4) 出典を合理的と認められる方法、および程度により、明示しなければならない。
- 5) 引用の目的上正当な範囲内で行わなければならない。原則として一部分に限る。
- 6) 引用文には変更を加えてはならない。
- 7) 主文と引用文には明確な主従関係がなければならない。引用文が主となってはならない。
- 8) 図表の引用は正当とみなされないので、使用許諾を得る必要がある。
- 9) 他人の文章・図表には、ウェブ上 (たとえば Wikipedia) の文章・図表も含まれる。
- 10) 文章を要約して引用する場合には、内容の同一性が保たれていること、および明瞭に引用と識別できることが求められる。

なお、引用については著作権法で規定されており、剽窃ないし盗用は刑事罰、民事罰の対象となるとともに、研究者倫理に反する。

また、出典の明示法にはハーバード方式やバンクーバー方式があり、その記載法には各種学術雑誌の投稿規定、例えば「北海道医療大学歯学雑誌」では、投稿の手引き (2012年6月30日現在) の5. 文献、5) の(1) 雑誌の場合、(2) 単行本の場合、(3) 分担執筆の場合、および(4) 翻訳書の場合にわけて例示されているので、参照されたい。

## 2) 自己剽窃ないし盗用

自分が過去に公表した文章を、新しい文章に正当性を欠いて再使用する行為を「自己剽窃ないし盗用」といい、引用に準じた制約を受けねばならない。すなわち、同一の研究テーマの論文の中に自分自身の既出版論文の中で書いた文章の一部を含めることは、一般に許されているが、少なくとも出典を明示する必要がある。

## 3) 二重投稿

二つ以上の学術大会や学術雑誌に、同じ文章を投稿することを二重投稿といい、禁止されている。二重投稿についての詳細は、Multiple Submission Guidelines from IEEE PSPB Operations Manual ([http://www.ieee.org/web/publications/rights/Section\\_822F.html](http://www.ieee.org/web/publications/rights/Section_822F.html)) を参照されたい。

## 4) アイデアやデータの盗用

他人のアイデアやデータを利用する場合は、自分のアイデアやデータでないことが明瞭に分かるように記載しなければならない。アイデアやデータの盗用は研究者倫理に反する行為である。

## 2. データの捏造と改竄

実験ないし調査を根拠としないデータの作成を捏造といい、実験ないし調査に基づくデータを作為の有無にかかわらず、変更、棄却、消去を改竄といい、不正行為として行ってはならない。

## 3. 不正行為の隠匿および証拠隠滅

実験ないし調査結果のデータの盗用、捏造、および改竄だけでなく、それら行為の証拠隠滅あるいは立証妨害 (実験ないし調査記録等の資料の隠蔽、廃棄および未整備を含む。) も禁止されている。

最後に、文書ファイルをインターネット上のWebページや他の文書ファイルと比較し、コピーアンドペーストした部分があるかどうかをチェックできるソフトウェアとして、コピペ判定支援ソフト (コピペルナーV3 (株) アンク, Turnitin & iThenticate (株) iParadigms など) がある。

## 参考文献

- 1) 平田容章：研究活動にかかわる不正行為。立法と調査。261：111-121。2006。
- 2) 日本学術会議：声明「科学者の行動規範 - 改訂版 -」, 2013. 1. 25., [http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/kihan.pamflet\\_ja.pdf](http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/kihan.pamflet_ja.pdf)
- 3) 東京大学情報理工学系研究科：科学研究ガイドライン, 2011. 3., [http://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/others/pdf/guideline\\_ja.pdf](http://www.i.u-tokyo.ac.jp/edu/others/pdf/guideline_ja.pdf)
- 4) 広島大学大学院課程会議 倫理教育WG：研究倫理案内 誠実で信頼される研究活動のために, 2011. 3., [https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/userfiles/file/learning/dai-gakuin//研究倫理案内 \(完成版\). pdf](https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/userfiles/file/learning/dai-gakuin//研究倫理案内 (完成版). pdf)